

入国者収容所東日本入国管理センター被収容者の健康管理に関する指針

第一 目的等

- 1 基本的な考え方 (1) (2)
- 2 組織 (1) ~ (4)
- 3 診療の区分 (1) ~ (3)

第二 健康診断等

- 4 健康診断及びエックス線検査 (1) ~ (4)
- 5 診療及び健康診断の実施手続 (1) ~ (2)

第三 感染症対策

- 6 感染症の対応 (1) ~ (4)

第四 安全管理対策

- 7 医療の安全管理 (1) ~ (9)

第五 医薬品等

- 8 医薬品及び医療器具
- 9 医薬品等の安全管理 (1) ~ (12)

第六 文書事務

- 10 医療事務文書の保管 (1) ~ (3)

入国者収容所東日本入国管理センター被収容者の健康管理に関する指針

(平成28年2月15日所長決裁)

第一 目的等

1 基本的な考え方

- (1) 入国者収容所東日本入国管理センター（以下「当センター」という。）が収容する被収容者の健康状態を的確に把握し、必要な医療を提供することにより、被収容者の健康を維持するための措置を講じるものとする。同目的を達するため、当センターにおいて勤務する職員が被収容者の健康に関する情報に接したときは、これを診療室又は処遇部門職員に速やかに連絡し、当該被収容者に対する適切な医療の提供を図るものとする。
- (2) 被収容者の健康管理及び医療の提供は、被収容者処遇規則（昭和56年11月10日法務省令第59号。以下「規則」という。）、入国者収容所東日本入国管理センター被収容者処遇細則（平成10年訓令第4号所長訓令。以下「細則」という。）及び関係通達に基づくほか、本指針によるものとする。

2 組織

- (1) 次長を診療室長とし、処遇企画統括入国警備官はこれを補佐する。
- (2) 診療室には、次の者を配置する。
 - ア 職員たる医師又は契約に基づき診療を行う医師（以下「職員医師等」という。）
 - イ 職員たる看護師又は契約に基づく看護師（以下「職員看護師等」という。）
 - ウ 職員たる薬剤師又は契約に基づく薬剤師（以下「職員薬剤師等」という。）
- (3) 職員たる医師を診療室管理者（医療法に基づく「管理者」に指定した医師）とする。

所長は、職員たる医師が不在のときは、契約に基づく医師の中から診療室管理者を指名する。
- (4) 所長は、必要に応じて、当センターに勤務する職員を診療室に併任することができる。

3 診療の区分

- (1) 診療区分は、次のとおりとする。
 - ア 定期診療

職員医師等が、処遇担当統括入国警備官又は特別処遇担当統括入国警備官（以下「処遇統括等」という。）からの通知を受け、原則として、診療室で行う診療をいう。

イ 臨時診療

所長が特に必要と認めた場合で、定期診療以外に職員医師等が診療室において臨時に行う診療をいう。

ウ 外部診療

被収容者が次のいずれかに該当する場合で、外部の医療機関へ連行して受けさせる診療をいう。

- ① 職員医師等が必要と認めたとき。
- ② 官執時間外で急速を要し、職員医師等による診療を受けさせるいとまがないとき（職員医師等に連絡の結果、直ちに外部の医療機関へ連行するように指示があったときを含む。）。
- ③ 職員医師等が診療できないとき。
- ④ 所長が特に必要と認めたとき。

（２）所長は、定期診療及び臨時診療において必要があると認めるときは、職員医師等以外の医師、職員看護師等以外の看護師その他の医療業務従事者を診療業務に当たらせることができる。

（３）所長は、定期診療を行う場合は診療日時を診療室に掲示する。

第二 健康診断等

4 健康診断及びエックス線検査

健康診断及びエックス線検査（以下「健康診断等」という。）の実施は、次のとおりとする。

（１）実施対象者及び実施時期

ア 健康診断

（ア）被収容者全員を対象とし、原則として、入所した日から１か月以内に第１回目の健康診断を実施し、その後は直近の実施日から６か月を超えたときに実施する。

（イ）入所後、一時的に他の地方入国管理局等へ移送され、再度入所する者については、次の①から④に掲げるいずれかの者を除き、最初の入所日から起算する。

- ① 過去６か月以内に当センター診療室、地方入国管理局等又は外部医療機関において健康診断又は診察において血液及び尿の検査並びに胸部エックス線検査を受け、その結果、異状のないことが明らか

な者

② 検査を拒否する者（できる限り受検を促す）

③ 医師が必要ない（不適當）と認める者

④ エックス線検査については、妊娠中又は妊娠が疑われる者

（ウ）健康診断を実施予定であった者が、実施日に受診できなかった場合は、別途、医師による診察（医師の判断により採血、採尿及びエックス線検査を実施）を行い健康診断に代えることができる。

イ エックス線検査

医師から撮影指示を受けた者（健康診断時を除く）

（２）検査事項

健康診断等は、原則次に掲げる事項について行うものとする。

ア 現症状、既往歴の調査

イ 身長及び体重の測定

ウ 血圧及び体温の測定

エ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

オ 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）

カ 肝機能検査（アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査）

キ 血中脂肪検査（低比重リポ蛋白（LDL）コレステロール、高比重リポ蛋白（HDL）コレステロール及び血清トリグリセライド（中性脂肪、TG）の量の検査）

ク 血糖検査

ケ 胸部エックス線検査（結核等の既往歴がある者やこれまでの検査において要経過観察とされた者は第１回目の胸部エックス線検査を実施した後も６か月ごとに実施し、その他の者は原則として直近の実施日から１年を超えたときに実施する。）

（３）実施場所及び担当者等

健康診断等の実施場所及び担当者は、次のとおりとする。

ア 健康診断は、職員医師等又は診療放射線技師と実施日を調整の上、当センター診療室において行う。

イ 採尿は被検査者から提出を受け、採血については看護師が行い、エックス線撮影は職員医師等又は診療放射線技師が行う。

（４）検査結果

健康診断等の結果の措置については、次のとおりとする。

ア 健康診断において実施した検査に関する診断（読影を含む。）は、職員医師等（エックス線の読影については、外部委託した業者を含む。）が行う。

イ 血液及び尿の検査は、原則として契約した外部機関に依頼して行う。

ウ 健康診断の結果、異状が認められた者については、当該被検査者にその旨を伝え診療等の必要な措置を執る。

エ 健康診断の結果、異状が認められなかった者から、その内容について説明を求められた場合は、医師の診断結果（所見）を伝える。

オ 検査結果報告書等検査に関する資料については、当該被収容者に写しを交付する。この際、当該被検査者が健康診断結果を書面での通知を求める場合は別紙１「健康診断の結果について」をもって交付する。

5 診療及び健康診断の実施手続

（１）診療

ア 看守勤務者は、被収容者から診療の申出があった場合は、被収容者申出書（細則第２０号様式）を提出させるものとする。

イ 看守勤務者は、前項の申出書の提出がない場合であっても、被収容者がり病し又は負傷したことを知ったときは、処遇統括等に報告しなければならない。

ウ 処遇統括等は、上記アの被収容者申出書の提出があったとき、同イの報告を受けたとき、診療時に職員医師等から引き続き受診を指示された者があるとき又は健康診断の結果、診療を指示された者があるときは、処遇部門首席入国警備官（以下「処遇首席」という。）に報告するとともに、同申請書、当該被収容者に係る健康状態に関する質問書（昭和５９年１１月２２日管警第３５７号通達の別紙様式をいう。）その他病状等を示す資料があればそれらを添えて診療室へ通知し、当該被収容者を本指針３の区分に従い診療を受けさせるものとする。

エ 処遇統括等は、職員医師等から本指針３（１）ウ①に該当する者について通知があったときは、速やかに適当な外部医療機関へ連行の上、診療を受けさせるものとする。

オ 処遇統括等又は看守責任者は、被収容者に急病等が発生し緊急を要する場合は、消防署等の救急隊の出動を要請するなどして、当該被収容者に直ちに外部診療を受けさせるものとする。この場合には、看守責任者はできるだけ速やかに職員医師等及び処遇統括等に状況を報告して、事後措置について指示を受けなければならない。

（２）健康診断

- ア 当センターに新たに入所する被収容者があるときは、入所手続に従事する入国警備官は、別紙 2 の表面「健康診断書」を記載し、入所手続において、当該被収容者に同 2 の裏面「健康質問票」の記入を求め、身長、体重等の測定結果を既往歴欄に記載する。
- イ 処遇首席は、診療担当職員又は看守責任者（以下「診療担当職員等」という。）に指示し、健康診断実施前日までに被収容者のうち本指針 4（1）アに該当する検査対象者を選定して別紙 3「健康診断受診者名簿」（以下「受診者名簿」という。）を作成させ、別紙 4「健康診断実施計画書」に受診者名簿写しを添付して所長に報告する。
- ウ 診療担当職員等は、健康診断実施までに受診者名簿に登載されている被収容者から、健康診断の受診意思の有無について確認を行い、その結果を同名簿に記入し、当該被収容者の署名を徴した上で、受診を希望した者（当センターで第 1 回目の健康診断となる場合を除く。）については、前記アに係る健康診断書を作成するとともに、健康診断実施前までに職員医師等から診断実施の指示を仰ぐ。
- エ 健康診断終了後、診療担当職員等は、受診者名簿に実施日を記入する。ただし、出所済み又は検査拒否等で検査を実施しなかった者については、備考欄にその旨を記載する。
- オ 診療担当職員等は、エックス線撮影終了後に診療放射線技師から別紙 5「照射録」の提出を受ける。
- カ 処遇首席は、健康診断終了後、別紙 6「健康診断実施状況報告書」に受診者名簿及び照射録の写しを添付して所長に報告する。
- キ 診療放射線技師がエックス線撮影を行うとき（定期健康診断を除く。）は、受診者名簿を「エックス線撮影指示書」と読み替えの上作成し実施する。

第三 感染症対策

6 感染症の対応

（1）感染症対策に関する基本的な考え方

- ア 当センター内の感染症に対する予防及び発生に対しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「規則」、「細則」その他の関連通達によるほか、以下により措置する。
- イ 感染症の予防に留意し、感染症が発生した場合には、その原因の速やかな特定、制圧及び終息を図ることが重要であり、感染症対策を医療業務従事者のみならず、当センターの全ての職員が把握し、適切な措置を

講ずる。

(2) 管理体制

所長を感染症対策責任者とし、感染症に関する次に掲げる対策を行う。

- ア 「センター内感染症対策マニュアル」の作成・見直し
- イ 感染症対策に関する資料収集と職員への周知
- ウ 職員研修の企画
- エ 感染症の予防と発生時における適切な措置

(3) 報告

ア 診療室管理者又は職員医師等は、次に掲げる者を診断したときは、直ちに所長に報告する。

- ① 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症に罹患した疑いがある者
- ② 厚生労働省令で定める五類感染症に罹患した疑いがある者（厚生労働省で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）

イ 外部診療を受けさせた結果、前記ア①又は②に掲げる者に該当すると
の診断を受けた場合も同様とする。

(4) 感染症発生時の対応

ア 所長は、前記(3)の報告を受けたとき又は感染症の発生のおそれがある旨の報告を受けたときは、規則第32条に基づき、直ちにその者を隔離するとともに、診療室管理者、職員医師等をして又は所長自らが保健所に通報し、消毒を施す等必要な措置を講じる。

イ 当センター職員は、「センター内感染症対策マニュアル」に基づき、感染防止対策に努める。

ウ 所長は、必要に応じて、被収容者に対する説明を行うとともに、感染防止措置についての協力を求める。

エ 所長は、速やかに感染症の発生の原因を究明し、改善策その他必要な措置について職員に周知する。

第四 安全管理対策

7 医療の安全管理

(1) 医療安全管理責任者

ア 診療室長を「医療安全管理責任者」とする。

イ 医療安全管理責任者は、以下により診療室における医療全般の安全確保に努める。

(2) 医療の安全確保の基本的な考え方

ア 当センターにおける医療の提供にあたり、事故の発生を未然に防ぐことを最優先とする。医療事故が発生した場合は、救命措置を最優先させるとともに、再発防止に向けた対策をとる。

イ 本項における医療事故とは、当センター内の医療提供に関わる場所で医療の全課程において発生する全ての事故をいい、過誤、過失の有無及び事故の軽重を問わない。

(3) 事故防止のための概括的取組み

ア 当センターの医療提供に従事する職員（以下「医療従事職員」という。）は、被収容者たる患者（以下「患者」という。）との信頼関係を築き、患者の安全を最優先に考える医療提供の実現を図る。

イ 医療の提供に係るヒューマンエラーを誘発しない環境、起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体で整備する。

ウ 医療従事職員の自主的な業務改善や能力向上活動を強化し、継続的に医療の質の向上を図る活動を幅広く展開していく。

(4) 医療安全管理体制

ア 医療安全管理責任者は、診療室管理者と協力し、センターにおける医療の安全管理を図る体制を構築するため、次の事項を推進する。

① 本指針全般における医療の安全に関する事項の見直し

② 医療事故及びインシデント（ヒヤリハット事例）等に関する資料の収集と医療従事職員への周知

③ 職員研修の企画

④ 医療事故発生時の対応管理及び再発防止のための対策の推進

イ 医療安全管理責任者は、医療事故が発生した時は、速やかに事実関係の把握に努め、適切な措置を講ずる。そのために、当該医療事故に係る者から報告書及び資料を提出させるとともに、当事者から別紙7「インシデント・アクシデントレポート」を提出させ、所長に報告する。

(5) 医療事故発生時の対応

ア 当センター職員は、医療事故により健康被害を受ける可能性がある被収容者がいる場合、当該被収容者に対する救急措置を最優先に行うとともに、事故の状況に応じて診療室管理者又は職員医師等あるいは職員看護師等又は職員薬剤師等に速やかに連絡し、必要な措置について指示を受ける。

イ 職員医師等、職員看護師等又は職員薬剤師等が、当センター診療室における措置が困難であると認めるときは、外部診療を受けさせる等必要

な措置を講ずる。この場合、急を要する場合には救急車の出動を要請する。

ウ 医療事故が発生した場合には、速やかに所属の長を通じて、所長に報告書及び資料を提出する。緊急を要する場合には、口頭により報告し、事後速やかに報告書及び資料を提出する。

エ 医療安全管理責任者は、発生した医療事故が重大である場合には、所長をはじめ関係各課・部門の長により対応を協議し、必要に応じて、患者の家族その他関係者に説明するなど、適切に対応する。

オ 医療事故の発生に係る対応状況については、事実経過を詳細に記録しておく。

カ 医療事故に係る報告書等は、入国者収容所東日本入国管理センター行政文書管理規則に従い、適切に保管する。

(6) 再発防止策

ア 医療安全管理責任者は、診療室管理者と協力して医療事故に係る報告書等に基づき、事故の原因分析を行い、再発防止のための手立てを検討する。

イ 医療安全管理責任者は、事故防止策について、診療室管理者その他関係する部門の長を通じて医療従事職員に対し周知徹底を図る。

(7) インシデント事例の把握

ア 医療安全管理責任者は、医療従事職員の所属各部署に「インシデント・アクシデントレポート」を配備し、インシデント（ヒヤリハット事例）であっても、当該事例を発生させた医療従事職員から遅滞なく同レポートを提出させる。

イ 医療安全管理責任者は、診療室管理者と協力して、必要に応じ関係課・部門の長と協議し、インシデント（ヒヤリハット事例）事例をなくすための対策について検討のうえ、必要に応じ医療従事職員に周知する。

(8) インシデント事例の把握の特例

前記（7）のほか、投薬作業に従事する入国警備官によるいわゆる「誤投薬」事案については、別途報告書を作成して報告する。

(9) 職員研修

ア 医療安全管理責任者は、診療室管理者と協力して、医療の安全管理のため基本的考え方及び具体的方策等の周知徹底を図るため、医療従事職員に対する研修を実施する。

イ 研修は年に2回開催（4月及び10月）するものとし、必要に応じて随時開催する。

ウ 研修の開催状況については、記録・保存する。

第五 医薬品等

8 医薬品及び医療器具

職員たる医師を医薬品及び医療用具等（以下「医薬品等」という。）の管理責任者（以下「医薬品等管理責任者」という。）とする。ただし、職員たる医師が不在のときは、職員薬剤師及び職員看護師をそれぞれ医薬品等管理責任者として所長が任命する。

9 医薬品等の安全管理

（１）管理実施者

医薬品等管理責任者の監督のもとに、医薬品（診療室内の医薬品を除く。）については職員薬剤師等が、職員薬剤師等が管理するもの以外の医薬品等については職員看護師等が、それぞれ管理するものとする。

（２）医薬品の保管場所

ア 医薬品は、原則として、診療室薬品庫（以下「調剤室」という。）内に施錠の上保管するものとする。ただし、診療室内に保管しておく必要がある医薬品等（後記イの医薬品を除く。）については、診療室内の施錠可能なキャビネット等に保管する。

イ 麻薬及び向精神薬取締法第２条の規定により向精神薬に指定されているもの及び薬事法第４４条第１項の規定により毒薬に指定されているものについては、調剤室内の保管庫に施錠して保管し、薬事法第４４条第２項の規定により劇薬に指定されているものについては、調剤室内に他の医薬品と区別して保管するものとする。

（３）保管状況報告

ア 職員薬剤師等は、１週間毎に医薬品の保管状況等を確認（診察室内の医薬品を除く。）するとともに、同確認状況について別紙８「医薬品等在庫状況報告書」により、１か月毎に所長に報告するものとする。ただし、有効期間又は耐用期間の定めのない医薬品等については、この限りでない。

イ 職員看護師等は、別紙９「医薬品等保管状況報告書」により、前記アを除いた診療室内の医薬品等の保管状況について、１か月毎に、所長に報告する。ただし、有効期間又は耐用期間の定めのない医薬品等はこの限りでない。

（４）医薬品等の購入

ア 職員医師等、職員薬剤師等又は職員看護師等は、医薬品等を購入する

必要があるときは、別紙 10「医薬品等購入依頼書」を作成し、診療室長の決裁を経て会計課長に提出するものとする。

イ 会計課長は、前項の規定により依頼された医薬品等を購入したときは、速やかに職員医師等、職員薬剤師等又は職員看護師等に引き渡すものとする。

ウ 職員医師等、職員薬剤師等又は職員看護師等は、購入された医薬品等の引渡しを受けたときは、自己が管理すべき品名及び数量等を直ちに確認する。

(5) 医薬品等の廃棄等の措置

ア 職員薬剤師等及び職員看護師等は、医薬品が変質又は有効期間を経過した場合は、別紙 11「要廃棄医薬品等報告書」に、その品名、数量及び廃棄事由等の所定事項を記載し、疎明資料があるときはこれを添えて、遅滞なく所長に報告し、決裁後会計課長に引き渡さなければならない。

イ 職員看護師等は、使用済みの注射針、ガーゼその他診療行為により廃棄すべき医療用具が生じた場合は、それらを所定の容器に納めた上、会計課長に引き渡さなければならない。

ウ 会計課長は、前記ア及びイにより医薬品等の引渡しを受けたときは、別途締結する特別管理産業廃棄物処理業者等との契約に則り、措置しなければならない。

エ 職員医師等、職員薬剤師等又は職員看護師等は、医薬品等が紛失していることを認知したときは、その品名、員数及び紛失の状況等につき、直ちに診療室長を経て所長に報告しなければならない。

(6) 医薬品等の検査

ア 診療室長は、指定する職員に命じて職員看護師等又は職員薬剤師等立会の下、定期（6月、9月、12月、3月）又は必要に応じて、医薬品の在庫数の照合検査を行うものとする。

イ 前記アにより、医薬品の在庫数の照合検査を行った職員は、別紙 12「医薬品検査簿」に所定事項を記載し、所長に報告しなければならない。

(7) 医療機器の管理及び報告

ア 職員医師を診療に必要な医療機器の管理責任者（以下「医療機器管理責任者」という。）とする。ただし、職員医師が不在のときは、職員看護師を管理責任者として所長が任命する。

イ 医療機器管理責任者は、医療機器保守点検計画を策定し、医療機器の安全な使用及び管理を図る。

ウ 医療機器管理責任者は、医療機器の保守を図るとともに、会計課と協

力して定期的な点検を実施し、別紙 13「医療機器保守点検記録表」により、診療室長を経て所長に報告する。

(8) 医薬品の管理及び取扱い

医薬品等管理責任者は、「医薬品業務手順書」を作成し、医薬品の適切な管理及び取扱いを徹底する。

(9) 職員研修

所長は、医薬品等の安全な取扱いに関し、必要に応じて、医薬品等管理責任者による職員研修を実施する。

ア 研修は、医療の安全管理に関する研修と併せて実施して差し支えない。

イ 研修の開催状況については、記録・保存する。

(10) 事故発生時の対応

医薬品等の管理及び取扱いに関する事故が発生した場合は、前記 7 の「医療の安全管理」に準じて対応する。

(11) 再発防止策

ア 所長は、事故に係る報告書等に基づき、事故の原因分析を行い、再発防止のための手立てを検討する。

イ 所長は、事故防止対策について、医薬品等管理責任者を通じて医療従事職員に対し周知徹底を図る。

(12) 被収容者に対する医薬品の投与

被収容者（患者）に対する医薬品の投与は、医師、看護師又は薬剤師が行うことを原則とする。ただし、所長が、衛生上又は保安上の支障があると認めるときは、同支障を回避する方策（調剤方法、服薬管理等）を検討して行う。

第六 文書事務

10 医療事務文書の保管

(1) 診療録の保管

診療室長は、自ら又は職員医師等若しくは職員看護師等に指示して、被収容者に係る診療録（医師法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 201 号）第 24 条に規定する診療録をいう。）を、分類整理して施錠可能な保管庫に保管しなければならない。

(2) 診療報告及び被収容者診療簿の記載等

ア 職員医師等は、診療を行ったときは、自ら又は職員看護師等に指示して、当該診療にかかる診療状況を別紙 14「診療日報」により、所長に報告しなければならない。

なお、職員医師等が不在のときは、職員看護師等が報告済みの診療日報を適宜とりまとめ、別紙 15「診療報告簿」により、定期的に診療室管理者に報告する。

イ 職員医師等は、診療を行ったときは、自ら又は職員看護師等に指示して被収容者診療簿（規則別記第 3 号様式）に所定事項を記載し処遇統括等に回付するものとする。

ウ 処遇統括等は、被収容者に外部診療を受けさせたときは、職員医師等に被収容者診療簿及び診療結果報告書（細則第 13 号様式）を回付して、診療に当たった医師の所見等その状況を通知するものとする。

（3）健康診断書等の保管

ア 「健康診断受診者名簿」、「健康診断実施計画書」及び「健康診断実施状況報告書」は、各健康診断ごとにまとめて編てつの上、処遇部門（担当は処遇部門診療班とする。）において保管する。

イ 「健康診断の結果について」及び「健康診断書・健康質問票」については、処遇部門が保管する被収容者の個人ファイルに編てつして保管する。

ウ 「照射録」は、受診者名簿写し又はエックス線撮影指示書とともに編てつの上、診療室において保管する。

附 則

この指針は、平成 28 年 2 月 22 日から実施する。

平成 年 月 日

殿

(年 月 日生)

入国者収容所東日本人国管理センター
所 長

健康診断の結果について

平成 年 月 日に実施した貴殿の健康診断について、下記のとおり通知します。

記

異状所見は認められなかった。

(医師の所見に応じ記載事項を変更する。又は、各検査結果の数値等を記載する)

健康診断書

居 室		入所年月日	平成 年 月 日
(国籍) 氏 名	男・女 年 月 日 生		
健康診断 番 号	既往歴 自覚症状 体温 体重	℃, 身長 kg, 血圧	cm
(初回受診者, 入所時作成の健康質問票 (裏面) 記載のとおり)			
血液検査, 尿検査 (検査結果貼付)			
胸部エックス線結果		外部検査機関からの結果通知のとおり	
医師の所見			
☐ 正常範囲内, 異常なし			
☐ 要精査 (胸部・尿・血液) 所見:			
☐ 要経過 (様子) 観察 所見:			
医師名 _____ 印			

健康質問票

(被質問者の国籍、氏名については、健康診断書(表面)記載のとおり)

以下の質問に答えてください。

Please answer the following questions.

- | | | |
|---|-----|----|
| 1 発熱、咳又は呼吸困難などの症状はありますか。 | 有 | 無 |
| 1 Do you have any symptoms such as a fever, or difficulty in breathing? | Yes | No |
| 2 現在、服用している薬はありますか。 | 有 | 無 |
| 2 Are you currently taking any medicine? | Yes | No |
| 3 麻薬類を使用したことがありますか。 | 有 | 無 |
| 3 Have you had any drug use before? | Yes | No |
| 4 結核にかかったことがありますか。 | 有 | 無 |
| 4 Have you had tuberculosis before? | Yes | No |
| 5 肝炎にかかったことがありますか。 | 有 | 無 |
| 5 Have you had hepatitis before? | Yes | No |
| 6 入院又は手術をしたことがありますか。 | 有 | 無 |
| 6 Have you been hospitalized or had a medical operation before? | Yes | No |

記入日 年 月 日

署名 _____

官用欄

身長	cm	体重	kg
血圧	/	体温	度
アレルギー	+	咳	+
痰	+	タバコ	+
病名			
引継薬	有 無 ()		
備考 (質問に有りと答えた場合は、その詳細及びその他参考事項)			
確認担当官 印			

健康診断受診者名簿

別紙3

健康診断実施月 平成 年 月 日

番号	検診番号	国籍	フリガナ		生年 月 日	移収元	入所年 月 日	受診希望の有無			署 名	備 考
	居 室		氏 名	性別				検尿	検血	X線		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

上記の者の健康診断（胸部エックス線撮影を含む）を指示する。

平成 年 月 日

医師署名

平成 年 月 日

入国者収容所

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門

首席入国警備官

健康診断実施計画書

「入国者収容所東日本入国管理センター被収容者の健康管理に関する指針
5 (2)」に基づく健康診断を下記のとおり実施したい。

記

1 実施日時等

実施日時 平成 年 月 日 午前 (後) 時から
連行担当官 以下 人
()

2 実施対象者

別添「健康診断受診名簿」登載の者 人
平成 年 月 日から平成 年 月 日までに入所した者 人
前回検診から一年を経過した者 人
(うち 人は、受診拒否又は医師の指示等により実施しない。)

3 その他

(例：名簿登載者のうち、同日実施できなかった被収容者（拒否者を除く）については、後日、医師が胸部エックス線撮影を実施する。

胸部エックス線撮影を拒否する者については、平成23年7月11日付け「胸部エックス線検査を拒否する者への対応方針について」のとおり対応する。)

添付物

健康診断受診者名簿写し

1 部

照射録

別紙5

東日本入国管理センター

撮 影 日 時		平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分					
撮 影 部 位		内 訳				人 数	
						計	名
						計	名
						計	名
						合計	名
撮影条件	管電圧	管電流	FFD	時間・PT On		枚数/人	フィルム
	kV	mA	cm	s ・ density		枚	
	kV	mA	cm	s ・ density		枚	
	kV	mA	cm	s ・ density		枚	
特記事項							
撮影技師: _____ 医 師: _____							

平成 年 月 日

入国者収容所

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門

首席入国警備官

健康診断実施状況報告書

「入国者収容所東日本入国管理センター被収容者の健康管理に関する指針
5 (2)」に基づく健康診断を実施したので、下記のとおり報告する。

記

1 実施日時

平成 年 月 日 午前(後) 時 分 から
同 日 午前(後) 時 分 まで

2 実施場所

当所診療室

3 実施対象者

別添「健康診断受診名簿」記載の者 人

平成 年 月 日から平成 年 月 日までに入所した者 人

前回検診から一年を経過した者 人

(うち 人は、受診拒否又は医師の指示等により実施していない。)

4 その他

添付物

健康診断受診者名簿写し

1 部

インシデント・アクシデントレポート

(報告日) 年 月 日

報告者名	(所属)	東日本入国管理センター 部門・診療室		職種	
	氏名			(従事年数) (経験年数)	年
発生年月日		年	月	日	時 分
発生場所					
被收容者(患者) 氏 名		歳 □男 □女		病名	
事例レベル (いずれかに○)		0	1	2	3 4 5 6
		←インシデント		アクシデント→	
☐ インシデント ☐ アクシデント の 主 な 内 容	(診察関係)	☐ 誤診断 ☐ 診断遅延 ☐ 誤記載 ☐ 誤指示 ☐ その他()			
	(検査関係)	☐ 誤検査 ☐ 誤操作 ☐ 説明不足 ☐ その他()			
	(薬関係)	☐ 誤投薬(他人 過剰 過少 確認不徹底 その他) ☐ 説明不足 ☐ 誤手交(他人 過剰 過少 確認不徹底 その他) ☐ 誤投与			
	☐ その他()				
事故などによる被收容者(患者)の状態の変化		□ なし		□ あり	
被收容者(患者)への説明		□ なし		□ あり	
家族・関係者への説明		□ なし		□ あり	
報 告	所 属 長 へ の 報 告	年	月	日	時 分
	所 長 へ の 報 告	年	月	日	時 分
原因に対する自己分析(複数回答可)					
☐ 知識不足 ☐ 確認不足 ☐ 経験不足 ☐ 説明不足 ☐ 患者に対する情報不足 ☐ 観察・管理不足 ☐ 不可抗力 ☐ 誤った思い込み ☐ 口答指示による思い込み ☐ 指示ミス ☐ 不注意 ☐ あせり ☐ その他()					

※ 事例レベルの高低にかかわらず、レポートを提出することが肝要。

※ 事故の詳細や今後の対策など、本書に書ききれない部分は別紙に記載。

(参考) 事例レベル分類表

インシデント		アクシデント	
0	事故(過誤)はあったが、患者には実施されなかった。	3	事故(過誤)により心身に何らかの影響を与え、観察強化や検査の必要性があると判断された
1	事故(過誤)が実施されたが、実質的影響なし。	4	事故(過誤)のために治療(入院)措置の必要が生じた。
2	事故(過誤)が実施されたが、影響の有無について経過観察。	5	事故(過誤)により機能障害を残す可能性が生じた。
		6	事故(過誤)が死因となった。

所長	診療室長	会計課長	用度係長	処遇統括	医師	看護師	薬剤師

医薬品在庫状況報告書(平成 年 月 日)

診療室																
	内服	前月繰越数	処方数					処方数計	在庫数					入庫数	返却数	繰越数
			一週目	二週目	三週目	四週目	五週目		一週目	二週目	三週目	四週目	五週目			
1							0						0		0	
2							0						0		0	
3							0						0		0	
4							0						0		0	
5							0						0		0	
6							0						0		0	
7							0						0		0	
8							0						0		0	
9							0						0		0	
10							0						0		0	
11							0						0		0	
12							0						0		0	
13							0						0		0	
14							0						0		0	
15							0						0		0	
16							0						0		0	
17							0						0		0	
18							0						0		0	
19							0						0		0	
20							0						0		0	
21							0						0		0	
22							0						0		0	
23							0						0		0	
24							0						0		0	
25							0						0		0	
26							0						0		0	
27							0						0		0	
28							0						0		0	
29							0						0		0	
30							0						0		0	
31							0						0		0	
32							0						0		0	
33							0						0		0	
34							0						0		0	
35							0						0		0	
36							0						0		0	
37							0						0		0	
38							0						0		0	
39							0						0		0	
40							0						0		0	
41							0						0		0	
42							0						0		0	
43							0						0		0	
44							0						0		0	
45							0						0		0	
46							0						0		0	
47							0						0		0	
48							0						0		0	
49							0						0		0	
50							0						0		0	
TOTAL		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

行が足りない場合は適宜挿入する。

所長	診療室長	会計課長	用度係長	処遇統括	医師	看護師	薬剤師

医薬品等保管状況報告書(平成 年 月分)

平成 年 月 日

東日本入国管理センター診療室

	医薬品・器具等	前月繰越数	使用数	入庫数	返却数 (廃棄数)	翌月繰越数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

所長	診療室長	会計課長	会計係長	用度係長	処遇統括	担当者	医師	看護師	薬剤師

医薬品等購入依頼書

会 計 課 御 中

下記の医薬品等の購入を依頼する。

平成 年 月 日

診 療 室

記

品 目	規 格	数 量	用 途

(会計課使用欄)

医薬品検査簿

[illegible]

所長	診療室長	会計課長	用度係長	処遇統括	医 師	看護師

医療機器保守点検記録表

医療機器名	
設置・保管場所	
形式・型番・購入年	

保守点検日	平成 年 月 日
点検者氏名	
点検の概要	☐ 異常なし
	☐ 異常あり (異常の状態等)

修理の記録

修理年月日	平成 年 月 日
修理の概要	
修理担当者	

診療報告簿

東日本入国管理センター診療室管理者 殿

平成 年 月 日

看護師

入国者収容所東日本入国管理センター被収容者の健康管理に関する指針10(2)アに基づき、下記のとおり診療状況を報告する。

記

診療月日： ○月○日 ～ ○月○日

診療状況： 別添「診療日報」のとおり。

平成 年 月 日

上記について、確認した。

診療室管理者

印